

中部運輸局

平成30年2月16日 14時00分発表

連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 中山、大石、水谷

TEL 052-952-8038

国土交通省中部運輸局福井運輸支局

輸送・監査担当 畑、山本、柴田

TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

貸切バス事業者に対する車両停止処分

貸切バス新規許可事業者の運行管理体制を確認するために、旭観光バス株式会社に対し福井運輸支局が平成29年6月13日及び平成29年6月26日並びに平成29年8月25日に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき平成30年2月16日付けで当該事業者に対し事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：旭観光バス 株式会社

住 所：福井県あわら市高塚第12号5番地

代 表 者：羽入 和広

営業所名：本社事務所（福井県あわら市高塚第12号5番地）

2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交 付 日 時：平成30年2月16日（金） 午前10時

交 付 場 所：中部運輸局 福井運輸支局（支局長 平谷 守）

福井県福井市西谷1丁目1402

3 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止220日間及び文書警告

（5両×44日間）

4 主な違反内容及び違反条項

違反内容	違反条項
運賃・料金の収受が不適切であった。	道路運送法第9条の2第1項
発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。	道路運送法第20条
運送引受書を交付していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第1項
運送引受書の記載事項が不適切であった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第1項
運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第21条第1項
点呼を実施していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第1項及び第2項
点呼の記録の記載事項が不適切であった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第5項
乗務員台帳の記載事項が不適切であった。	道路運送法第29条 運輸規則第37条第1項

※「運輸規則」とは「旅客自動車運送事業運輸規則」をいう

5 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 22点
当該事業者が付された累積違反点数 22点